

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整において基礎控除・配偶者控除又は配偶者特別控除・所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。		
	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所	

二次元コード

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。

2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。

◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	0円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		0円

○ 控除額の計算

判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分I A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 480,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)		
	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)		
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ)配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	
		昭和	年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	0円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		0円

判定	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭28.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》	①	配偶者控除 配偶者特別控
	<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	
	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	
	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	
区分II		(上の①～④を記載) ②	

○ 控除額の計算

区分I	①	②	③	区分II ④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」*(円)の金額)							
				95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
				A	480000	380000	380000	360000	310000	260000	210000
B	320000	260000	260000	240000	210000	180000	140000	110000	80000	40000	20000
C	160000	130000	130000	120000	110000	90000	70000	60000	40000	20000	10000
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	380,000円
配偶者特別控除の額	0円

※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者	特別障害者に該当する事実
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)				昭和	年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		左記の者のあなたとの続柄	左記の者の合計所得金額(見積額)			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)					0円			

○ 扶養控除等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。